

昭和五十五年五月十六日受領
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質九一第一三号

昭和五十五年五月十六日

内閣総理大臣 大 平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員川口大助君提出酒類小売販売業免許申請に対する秋田南税務署の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川口大助君提出酒類小売販売業免許申請に対する秋田南税務署の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

当該申請書を受理したのは、昭和五十三年三月二十日である。

二について

当該申請書受理後、申請者の経歴、経営能力、資力、販売設備の状況、国税等の滞納の有無その他の人的要件、販売場の場所的要件及び当該地域の世帯数その他の酒類の需給調整上の要件等を調査した。

三について

申請販売場の至近距離（約十メートル）に競願者があり、現在、当該申請者と競願者の免許の

可否を検討中である。

右答弁する。